

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 213 回国会法律案等 N A V I 「 I B R D 協定及び E B R D 設立協定の改正」
著者 / 所属	西 あかね / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	466 号
刊行日	2024-4-26
頁	53-54
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240426.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240426.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## I B R D協定及びE B R D設立協定の改正

2024年3月8日、第213回国会（常会）に国際復興開発銀行（I B R D）協定の改正（閣条第9号）及び欧州復興開発銀行（E B R D）設立協定の改正（閣条第10号）が提出された。両協定とも、今般の改正において、融資の上限額を自己資本額以下に定める規定を削除することとしている。また、E B R D設立協定の改正においては、受益国の拡大もあわせて行われる。以下、両協定の改正の経緯及びその内容を紹介する。

### 1. 改正の経緯

#### （1）I B R D協定の改正

I B R Dは、1945年、ブレトン・ウッズ体制の下で国際通貨基金（I M F）とともに設立された国際開発金融機関である。I B R Dの設立の目的は、戦争破壊からの復興と、開発途上国における生産施設及び生産資源の開発であったが、戦後復興の達成後は、開発に重点を移し、主に中所得国に対する支援を実施している。2024年2月現在の加盟国は189か国である。日本は1952年に加盟し、2023年6月末現在の日本の累積出資額は米国に次ぐ第2位で、7.2%の投票権シェアを有している。

2023年7月、I B R D総務会において、協定上の融資等の上限を撤廃することを目的とした協定の改正に関する総務会決議が採択された。改正の効力発生には一定以上の加盟国の受諾を要するところ、2024年2月時点で未発効となっている。

#### （2）E B R D設立協定の改正

E B R Dは、中東欧諸国等における市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進することを目的として1991年に設立された国際開発金融機関である。2024年2月現在、加盟者は72か国・2機関（欧州連合・欧州投資銀行）となっている。日本は原加盟国であり、2022年12月末現在の日本の累積出資額は米国に次ぐ第2位（英国、ドイツ、フランス、イタリアも同列第2位）で、8.6%の投票権シェアを有している。

2023年5月、E B R D第32回年次総会において、①受益国に限られた数のサブサハラ・アフリカ諸国等の追加及び②協定上の融資等の上限の撤廃を目的とした協定の改正に関する総務会決議が採択された。改正の効力発生には一定以上の加盟者の受諾を要するところ、2024年2月時点で未発効となっている。

### 2. 融資等の上限の撤廃

I B R D及びE B R Dにおける協定上の融資等の上限は、両銀行とも設立当初に定められたものである。しかし、現在では、近年のリスク管理手法と比べて過度に保守的なもの

であると広く考えられるに至っている。

また、両銀行それぞれの融資額が、いずれ協定上の上限に達することも懸念されている。その背景として、近年、国際開発金融機関は、気候変動、紛争、感染症危機等の地球規模課題に途上国が対応できるよう支援の強化が求められていることが挙げられる。

こうした中、開発資金ニーズの増加に対応するため、G20では、国際開発金融機関の既存資本を最大限活用するための取組である「自己資本の十分性に関する枠組みの見直し(CAFレビュー)」が進められている。2022年7月のG20(議長国:インドネシア)においては、有識者による独立パネルから、国際開発金融機関の資本に関する内部ルールの見直しや、新たな金融手法の導入等の17の提言からなる報告書が提出された。同報告書では、「MDBs(国際開発金融機関)の協定に上限を定めるという単純化されたアプローチは、今日の金融機関の自己資本の十分性に対する上限としては不相当である」旨指摘されている<sup>1</sup>。

今般のIBRD及びEBRDにおける協定上の融資等の上限の撤廃は、このCAFレビューの提言を踏まえたものである。同レビューは、両銀行のみならず、国際開発金融機関全体に対して行われているため、他の機関でも同様の規定が削除されていくこととなる。

なお、今後のリスク管理手法については、IBRD及びEBRDのそれぞれの理事会において、自己資本比率等を指標とした既存のリスク管理が継続される。

### 3. EBRDにおける受益国の拡大

EBRD設立協定の第1条では、受益国の地理的範囲について、中欧及び東欧の各国、モンゴル、地中海の南部及び東部の加盟国と定めており、今般の改正では、ここに「限られた数のサブサハラ・アフリカの加盟国」を追加する。具体的には、ベナン、コートジボワール、ガーナ、ケニア、ナイジェリア及びセネガルへの融資が想定されている。

開発上の支援ニーズが大きいサブサハラ・アフリカ諸国は、人口が増え続けていることから今後も経済成長が見込まれるため、株主である欧州諸国は関係強化を図っている。この地域には、主に公的セクターへの支援を中心とするアフリカ開発銀行(AfDB)等が活動しているが、今般はEBRDの強みを活かした民間セクターへの支援の拡大も期待される。EBRDのオディール・ルノーバツソ総裁は、「アフリカ経済の構造上、インパクトのあることをしたければ小規模ビジネスに着目する必要がある」と述べ、中小企業の支援に重点を置く考えを示した<sup>2</sup>。

なお、今般の改正に関する総務会決議では、第1条に規定されている「地中海の南部及び東部の加盟国」に、イラクを追加することもあわせて確認された。これは、2013年に発効した改正で、地理的範囲が地中海南部及び東部の加盟国に拡大され、その後、加盟者間でイラクも同地域に含めることについて議論が行われた結果、実現したものである。

にし  
(西) あかね・外交防衛委員会調査室)

<sup>1</sup> An Independent Review of Multilateral Development Banks' Capital Adequacy Frameworks, "Boosting MDBs' investing capacity," July 2022, p. 29.

<sup>2</sup> 「欧州復興開発銀、サハラ以南に支援拡大 中小企業に重点」『日本経済新聞』(2023. 12. 31)